

学際融合グローバル研究者育成東北イニシアティブメンター規程

制定 令和3年3月31日

(ダブルメンター制度)

- 第1条 学際融合グローバル研究者育成東北イニシアティブ（以下「本事業」という。）の育成対象者の安定的、自立的かつ国際的な研究環境を確保し支援するため、育成対象者ごとに国内メンター及び国際メンター（以下「メンター」という。）を配置する。
- 2 国内メンターは育成対象者の所属機関のシニア教員とし、育成対象者が応募時に了承を得る。
- 3 国際メンターは育成対象者の海外共同研究機関のシニア研究者とし、育成対象者が応募時に了承を得る。

(職務)

- 第2条 メンターは、育成対象者の研究・教育活動の推進に必要な助言と支援を行うとともに、本事業における育成対象者の活動状況のモニタリングに関する業務を行う。

(委嘱)

- 第3条 メンターは、プログラムマネージャーが委嘱する。

(任期)

- 第4条 メンターの任期は、育成対象者の育成対象期間と同一とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、育成対象者が育成対象期間の途中で所属機関から転出した場合は、転出をもって任期を終了する。

(交代)

- 第5条 メンターの任期中にメンターの交代が必要な場合は、育成対象者が新たなメンター候補者の了承を得たうえで、プログラムマネージャーに申し出る。

(雑則)

- 第6条 この規程に定めるもののほか、メンターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月31日から施行し、令和2年11月13日から適用する。